

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第30号	
事故等名	漁船蛭子丸モーターボート タカ衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月15日 12時40分ごろ	
発生場所	才亀磯灯標から真方位075° 2. Onm 付近海上(徳島小松島港東方沖) (北緯34° 02' 51"、東経134° 40' 16")	
事故等調査の経過	調査の概要: 神戸・地方事故調査官が、平成20年11月10日A船長から、平成20年11月11日B船長から、それぞれ口述聴取 原因関係者からの意見聴取: 意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 漁船 蛭子丸 4.9トン TO3-16746 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボート タカ 2.7トン 280-37210 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 1人(B船長; 7日間の通院治療を要する右腕打撲等)	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板にき裂、操舵室の窓ガラス破損	
事故等の経過	A船は、A船長ほか甲板員1人が乗り組み、底引き網漁を終えて、徳島小松島港に向け帰航のため西行中、B船は、B船長ほか1人を乗せ、同港東方沖の沖ノ瀬において、釣りのため西北西方に向首して錨泊中、10月15日12時40分ごろ、A船の船首部と、B船の右舷中央部とが衝突した。 衝突時、A船ではA船長と甲板員は、いずれも船尾甲板上で揚網後の整理作業を行っており、また、衝突直前、B船長と同乗者1人は海中に飛び込み、衝突後、A船に救助された。 B船は、A船により出航地へえい航された。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が、見張り不十分で、錨泊中のB船を避けることができなかった可能性があると考えられる。 B船が、衝突を避けるための措置をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、錨泊中のB船に気付かないまま航行し、また、B船が衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があるものと考えられる。	
その他の事項	なし	